東部知多衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月6日

東部知多衛生組合管理者 岡 村 秀 人

東部知多衛生組合条例第3号

東部知多衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

東部知多衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年東部知多衛生組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 略	第2条 略
$2 \sim 9$ 略	2~9 略
10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人	10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人
を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。 <u>第12</u>	を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。 <u>以下</u>
条第5項において「番号利用法」という。) <u>第2条第9項</u> に規定する特定	「番号利用法」という。) <u>第2条第8項</u> に規定する特定個人情報をいう。
個人情報をいう。	
11~13 略	11~13 略
(利用及び提供の制限)	(利用及び提供の制限)
第12条 略	第12条 略
$2\sim4$ 略	$2\sim4$ 略

改正後

用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これら の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

略	[[
第39条第1項第	又は第12条第1項及	第12条第5項の規定によ
1号	び第2項の規定に違	り読み替えて適用する同
	反して利用されてい	条第1項及び第2項(第
	るとき	1号に係る部分に限る。)
		の規定に違反して利用さ
		れているとき、番号利用
		法第20条の規定に違反し
		て収集され、若しくは保
		管されているとき、又は
		番号利用法第29条の規定
		に違反して作成された特
		定個人情報ファイル(番
		号利用法 <u>第2条第10項</u> に
		規定する特定個人情報フ

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用につい ては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字 句とする。

改正前

略	1	
第39条第1項第	又は第12条第1項及	第12条第5項の規定によ
1号	び第2項の規定に違	り読み替えて適用する同
	反して利用されてい	条第1項及び第2項(第
	るとき	1号に係る部分に限る。)
		の規定に違反して利用さ
		れているとき、番号利用
		法第20条の規定に違反し
		て収集され、若しくは保
		管されているとき、又は
		番号利用法第29条の規定
		に違反して作成された特
		定個人情報ファイル(番
		号利用法 <u>第2条第9項</u> に
		規定する特定個人情報フ

改正後			
			ァイルをいう。)に記録
			されているとき
	略	略	略

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第18条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報フ│第18条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報フ ァイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載 した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、 公表しなければならない。

 $(1) \sim (9)$

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - (1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であっ た者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給 与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる 事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報フ ァイルを含む。)

イ~キ

 $(2) \cdot (3)$

改正前				
			ァイルをいう。)に記録	
			されているとき	
	略	略	略	

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

ァイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載 した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなけ ればならない。

 $(1)\sim(9)$ 略

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - (1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であっ た者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給 与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録 するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含 ts.)

イ~キ

 $(2) \cdot (3)$

改正後	改正前
(開示請求権)	(開示請求権)
第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人	第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有
とする保有個人情報の開示を請求することができる。	<u>する</u> 自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代	2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代
理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定によ	理人(以下 <u>この章において</u> 「代理人」と総称する。)は、本人に代わって
る開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。	前項の規定による開示の請求(以下 <u>この章及び第49条において</u> 「開示請求」
	という。) をすることができる。
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)	(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
第28条 略	第28条 略
2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定(以	2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定(以
下「開示決定」という。) に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めると	下 <u>この章において</u> 「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、
ころにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が	議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内
定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければ	容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会
ならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでな	を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、
l Vo	この限りでない。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
3 略	3 略
(訂正請求権)	(訂正請求権)
第32条 略	第32条 略
2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請	2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及

改正後	改正前
求」という。)をすることができる。	び第49条において「訂正請求」という。)をすることができる。
3 略	3 略
(訂正請求の手続)	(訂正請求の手続)
第33条 略	第33条 略
2 略	2 略
3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求を	3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求を
した者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、そ	した者(以下 <u>この章において</u> 「訂正請求者」という。)に対し、相当の期
の補正を求めることができる。	間を定めて、その補正を求めることができる。
(利用停止請求権)	(利用停止請求権)
第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該	第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該
当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、	当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、
当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情	当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情
報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関	報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下 <u>この章において</u> 「利用停止」
して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限り	という。) に関して他の法令の規定により特別の手続が定められていると
でない。	きは、この限りでない。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利	2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この
用停止請求」という。) をすることができる。	<u>章及び第49条において</u> 「利用停止請求」という。)をすることができる。
3 略	3 略

(利用停止請求の手続)

(利用停止請求の手続)

改正後	改正前
第40条 略	第40条 略
2 略	2 略
3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停	3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停
止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間	止請求をした者(以下 <u>この章において</u> 「利用停止請求者」という。)に対
を定めて、その補正を求めることができる。	し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
(適用除外)	(適用除外)
第48条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されてい	第48条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されてい
るものに限る。) のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、	るものに限る。) のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、
同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保	同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保
有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、 <u>前章</u> (第4節を除	有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章(第4節を
く。) の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。	除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。
(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)	(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)
第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条におい	第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条におい
て「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に	て「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に
開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定 <u>に資する情報の</u>	開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求
<u>提供</u> その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を	等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
講ずるものとする。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。